

公益財団法人世田谷区保健センター職員の再任用に関する規則

平成 24 年 12 月 4 日

公財世保規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条の規定及び公益財団法人世田谷区保健センター職員就業規程（昭和 52 年 7 月 19 日財世保規程第 6 号。以下「職員就業規程」という。）第 23 条の 2 の規定に基づき、定年により退職した職員の雇用の継続に関し、必要な事項を定める。

2 前項における雇用の継続を再任用といい、当該雇用者を再任用職員という。
(採用、雇用期間及び更新)

第 2 条 理事長は、定年退職となる職員のうち、継続雇用を希望し、かつ財団の解雇事由又は退職事由に該当しない場合は、当該職員を再任用職員として採用する。

2 雇用期間は、会計年度を単位として 1 年以内の単年度契約とする。

3 前項の雇用期間については、本人の希望により、1 年を超えない範囲内で更新することができる。

4 前 2 項の雇用期間の末日は、その者の年齢が 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日以前でなければならない。

(身分)

第 3 条 再任用職員は、原則常勤（フルタイム）の正規職員とする。ただし理事長が必要と認める場合に限り、再任用短時間勤務職員とすることができる。

(職名及び職務内容等)

第 4 条 再任用職員の職名及び職務内容については別に定める。

(承諾書)

第 5 条 再任用職員として採用される者は、別に定める「労働条件通知書兼雇用契約書（再任用職員用）」を財団と取り交わさなければならない。

(勤務態様)

第 6 条 再任用職員の勤務日数及び勤務時間の取扱いは、原則正規職員と同じとする。

2 再任用の短時間勤務は週 31 時間とし、土曜日・日曜日とともに指定の曜日を週休日と定めることとする。

(退職)

第 7 条 再任用職員が次の各号の 1 に該当するに至ったときは、その日を退職の

日とし、雇用関係は消滅する。

- (1) 雇用期間が満了したとき。
- (2) 退職を願い出て、理事長が承認したとき。
- (3) 死亡したとき。

(退職金)

第8条 再任用職員には、退職金を支給しない。

(給与の減額)

第9条 再任用職員が定められた勤務日数及び勤務時間の全部又は一部について勤務しないときは、その勤務しない日数及び時間について給与を減額する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次条及び第11条に定める休暇を取得した場合は、給与の減額を免除するものとする。

(年次有給休暇)

第10条 再任用職員の年次有給休暇の取り扱いについては、その勤務日数に応じて職員就業規程に準ずるものとする。ただし、定年退職後最初に再任用職員として採用される際の年次有給休暇の付与数については、当該再任用職員が定年退職時に付与されていた年次有給休暇の日数を引き継ぐものとする。

- 2 再任用職員の年次有給休暇は、1日を単位として付与する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として与えることができる。
- 3 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。

(特別休暇等)

第11条 特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、職員就業規程第39条（特別休暇）及び第41条（病気休暇）に掲げる休暇を承認するものとする。

(その他の休暇等)

第12条 その他、職員就業規程第22条の2（育児休業等）、第22条の3（育児短時間勤務）及び第42条（介護休暇）に定める休暇等について、無給でこれを付与する。

- 2 前項及び前条における再任用職員の特別休暇等及びその他の休暇等の申出及び承認に係る手続は、職員就業規程に準じて行う。
- 3 常勤（フルタイム）の再任用職員は「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」の規定による職員の保健及び元気回復に係る事業に参加する職員の取扱いを、正規職員に準じる。なお、再任用短時間勤務職員については退職後の初年度に限り承認するものとする。

(諸手当)

第13条 再任用職員に支給することができる諸手当は、公益財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（昭和52年3月31日財世保規程第4号、以下「職員給与規程」という。）第14条に規定する管理職手当、第16条に規定する地域手当、第18条に規定する通勤手当、第19条に規定する特殊勤務手当、第20条に規定する超過勤務手当、第20条の2に規定する休日給、第21条に規定する期末手当及び第22条に規定する勤勉手当とする。

第14条 (削除)

(特例措置)

第15条 第1条における定年により退職した職員の範囲において、世田谷区職員として定年を迎えた者も財団における定年退職者に準じる扱いとする。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規則は、平成25年1月1日から施行する。
2. この規則の施行においては「嘱託員設置要綱」を廃止する。

附 則（平成27年8月31日規則第3号）

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日規則第5号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。